

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成27年7月24日（平成27年（行個）諮問第127号）

答申日：平成29年7月25日（平成29年度（行個）答申第73号）

事件名：特定日付け本人宛ての教員免許状に係る文書の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

下記の文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

文書1 特定年月日a付け文部省特定課職員Aからの「貴殿に授与された教員免許状に係る取扱いについて（回答）」

文書2 特定年月日b付け文部省特定課職員Bからの「貴殿に授与された教員免許状の効力について（回答）」

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成27年3月31日付け26受文科初第3064号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（異議申立書及び各意見書に添付されている資料は省略する。）。

##### （1）異議申立書

###### ア 訂正請求の趣旨

「そもそも、当該文書の判断は、法的な精査が不足しており、適用された判断資料が間違っていたことが確認できたため、当該文書の効力を持たせずに、単なる参考資料とする」という訂正請求を行った。

なお、利用停止請求をしなかった理由は、当該文書の撤回又は取消しには応じてこなかったこと、他の行政機関の誤った判断の原因になっていることから、利用停止の請求を行わずに、参考資料にすることで、特定大学の責任で、取得事実を記載した証明書に変更したかったからである。

イ 何故、個人情報訂正請求で、異議申立てを行うのか。（特定年度B以来の事件）

(ア) 現行法では、地方分権一括法に伴い、教育職員免許法（以下「免許法」という。）に定められた大臣の監督権限が削除され、作成時の内容を理解するための対応ができない。したがって、表面的な理解しか対応できないことは理解できるが、明らかに違うものを、「誤りを客観的に確認することができない」ことが理由で、参考資料にせず、免許効力を判断する有効な資料とすることには問題があるので、不服を申立てる。

(イ) 法の改正をしてきた主務官庁としては、法の変遷の理解は基本的にあるべきで、旧法又は旧々法だから判らないという対応では、現行法も正しく理解しているとは言いがたい。法的に齟齬がある判断や、適切でない判断文書を、撤回も取消しもせず有効な文書としており、結果、特定大学に不当な利用をさせ、証すべき証明書内容を偽らせ、処分庁の判断を誤らせているから。

(ウ) これまでに、平成12年度以来、免許法の改正に伴う監督権限の削除及び、削除した権限の委任の有無を確認したが、法律の根拠規定が確認できないので、権限の委任はなされておらず、監督権限は消滅させたことが原因。故に、監督権の消滅のみでは、地方分権一括法に伴う削除の意味がなく、現在も、他の案件における教育委員会の権限等も、新たに検討している。また、本件に関しても、監督権を消滅させた後も、監督権限のない法制度下で、違法な認定行為に対し、行政指導で対応し続け、疑義のある教員免許状の効力の確定に影響を及ぼしているから。

(エ) 現状では、違法な認定であることが記載されていない証明書により、授与させ続けている免許状であるため、訴えの利益もなく、他に解決策もない。具体的には、検察告訴の結果、過失（特定大学が、やってはいけないことを、良いと思って行っている大量の瑕疵）が原因なので、主務官庁の対応が望ましく、虚偽公文書作成罪・同行使罪は不起訴。なお、職権濫用は、刑法上は、嫌疑なし。これを理由に、国（旧文部省並びに現文部科学省）は、当該免許の有効性を否定しなかった。その為、特別な権限の無い特定教育委員会は、書面主義で、監督権限も委任されていない為、現状では、審査ができない。よって、大量な行政瑕疵により、違法に免許を授与させ、補正のための修学の機会も与えられず、取得事実も偽ったまま、修正することもできないから。

ウ 争点（当該訂正請求で確認すべき箇所）

(ア) 適用すべき法の条文と特定大学側の規定を間違えている。

異議申立人に適用すべき条文は、

$\alpha$  : 授与申請当時の「教育職員免許法施行規則第 5 条関係（以下「5 条関係」という。）」

$\beta$  : 「特定大学学内規則：学生便覧（便覧）特定年度 A・特定年度 B」

問題の箇所の内容は同じ。

$\gamma$  : 「特定大学の「教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表」（以下「認定表」という。）

である。

改正後の法の適用は、そもそも授与をする対象であったのかどうか問題となる為、内容と効力が確定しない限り、現行法を適用する意味がない。

(イ) 本来特定大学から提出されるべき書類が、間違っていたことが、平成 27 年 1 月 6 日に初めて判明。これにより、訂正請求を行ったが、国は、特定大学の間違いを確認できず、訂正に応じなかった。

(ウ) 上記 (ア) に基づき、本来適用すべき判断資料と認定の仕方とを照らし合わせて、異議申立人自身で、内容を精査したところ、別添どおり、免許状授与に必要な最低単位数が、大量に不足していることが判明した。

よって、文書 1 も文書 2 も、信頼性と妥当性を欠くから。

(エ) 特定大学顧問弁護士も、特定大学が、修得させていない科目があったことの一部を、謝罪の文言を含めて、別添通り認めている。

しかしながら、証明書については、文書 1 及び文書 2 を利用し、特定大学自身の責任において証すべき真実の取得状態を証さず、文書 1 と文書 2 を、別添どおり、違法の抗弁の理由に利用している。

なお、国の担当課も、当該行政瑕疵の撤回又は取消しを行うことには応じず、文書 1 も文書 2 も有効に作用させている。

結果、真実の取得状態を記した証明書が作成されなくなった。

エ 処分庁の決定通りに訂正しない場合の問題点

(ア) 免許法の罰則規定（両罰規定）に抵触する方法で、授与を強制している。

(イ) 取得内容を偽った「学力に関する証明書」（以下「証明書」という。）が作成され、これが有効に作用している不法行為を解消できない。

(ウ) 行政瑕疵の補正の機会としての履修機会が一度も与えられなかった。

(エ) 実際には内容を偽った要件を満たした証明書では、書面主義だけの権限しか与えられていない教育委員会の最終審査を受けることが

できない。

(オ) 形式的に有効とするならば、検察も過失で嫌疑不十分のため不起訴となるだけで、裁判所への訴えの利益もない。

(カ) 不法に強制的に授与させられている当該免許の義務を話さなければならぬ苦痛が解消されない。

#### オ 異議申立ての趣旨

(ア) 文書1は、特定年度Cの調査時に、特定大学から国に対して出された、「適用年度外の判断資料」を元になされたものであるから、その内容は、適切でなく、信頼性並びに妥当性に欠く。しかも、これまでに国は、当該文書の取消し又は撤回を行っておらず、当該文書を、特定大学は、取得していない科目を記載せずに、要件を満たした証明書を作成する際の違法の抗弁に利用している。したがって、有効な文書として機能させず、誤って判断した文書であることを明記した参考資料に訂正していただきたい。なぜならば、「当方にて調査を行った限りにおいては御主張のような誤りを客観的に確認することができなかった」という事実が、無いから。その理由としては、下記に、規程どおりに判断した場合のものを詳述するので、それを参照していただきたい。なお、私が作成したものは、公的に確定したのではなく、判断当時の法令並びに特定大学内部の規定に忠実にしたがって作成したものである。

(イ) 文書2は、特定大学が、更なる違法行為をなした挙句、行政瑕疵を治さないまま時間を経過させた解決策として、国の責任において対応するとしたものである。しかし、その後法の改正があり、監督権限も失い、事実上、対応が不能となった後も、免許の有効性を記しているために、上記アの通り、特定大学には違法の抗弁に利用され、特定教育委員会には、誤った判断に至らしめている。故に、「当方にて調査を行った限りにおいては御主張のような誤りを客観的に確認することができなかった」という主張は、認められない。その理由としては、下記に、規程通りに判断した場合のものを詳述するので、それを参照していただきたい。なお、異議申立人が作成したものは、公的に確定したのではなく、判断当時の法令並びに特定大学内部の規定に忠実にしたがって作成したものである。

#### カ 異議申立ての理由

以下は、各文書の記載にしたがって、加筆・補足説明及び間違いがある箇所を特筆して、列記する。

なお、法の解釈の前提は、異議申立人は以下のとおりに理解していた。

X年代は、旧々法と呼ばれる「免許法」と「教育職員免許法施行規

則」(以下「施行規則」という。)が適用されていた。

これと大学設置基準(以下「設置基準」という。)及び学校教育法(以下「教育法」という。)等と照らし合わせて、各大学の学則が適用されていたようである。

しかも旧国立大学であったため、学則には、同種の教育系の国立大学との整合性も、勘案していたものと推察される。

これらを踏まえても、基本的な考え方として、施行規則の6条行為(以下「6条行為」という。)と同5条行為(以下「5条行為」という。)の大きな違いが基本にある。

つまり6条行為は、勤務経験により、聴講という研修で、一部、科目数が免除された形で、修学を行うことで、同種の上級免許を取得する方法であるのに対して、5条行為は、編入学等を含め、在学を基本とし、学内規則にしたがって修学をすることがその特徴である。

よって異議申立人の場合は、5条を適用されたと、特定年度Cの調査結果時、特定教育委員会からも説明を受けていた。

しかも特定年度Dには、文部科学省特定課職員Cが、公定解釈として説明した文書1における、「各科目の認定方法は、2級と1級との最低取得要件の単位数以上の修得」については、その出典を確認することができない。

しかも、この主張は加除式のハンドブックらしい(通達とのこと)が、基本的には、自治としての大学の認定方法を尊重するという自由裁量で対応していたようである。

つまり、設置基準の改正で、一般教育3分野の修得方法が、授与以前に緩和された経緯はあるものの、免許法並びに施行規則の改正はなかった時代である。

そこで、特定大学の認定方法を検討すると以下のとおり。

基本的には、法令にしたがっての特定大学の裁量。

適用されるものは、「在学当時の学生便覧」と「教育職員免許法に関する説明及び科目認定一覧表」(認定表)である。

しかも、文書1の作成根拠となった学生便覧及び認定表は、適用年度外のものだったことが、平成27年になり、法人情報の開示請求により、初めて異議申立人は知ることができた。

したがって、文書1と文書2は、適用外の学内認定方法により、判断されたものであった。

なお、適用すべき認定表には、以下のとおりに記載されている。

※ 必ず修得しなければならない科目＝必修 ☆◎

⇒特定大学で、新たに修得を要する科目

※ 決められた範囲内の科目から取得しなければならない科目＝必

修 ◎ 設定科目と必要単位数からの推定

⇒特定大学で、新たに修得を要する科目

※ 読替えも可能な科目＝自由選択科目 ○

⇒認定科目は含めず、小学校教育研究の指定科目の読替えのみ。

この考え方にしたが、欠如部分（修得していない科目）と修得した科目に関する免許授与にかかる最低要件の取得状態を確定する必要があったが、今回、特定大学はこれを訂正せず、国もこの過ちを認めなかった。

(ア) 文書1について

a 上記のとおり、当該行政指導には、基本的な法的な問題がある。

（理由）異議申立人の場合、適用すべき法の条文は、5条関係である。

特に、該当取得免許（幼稚園教諭）の場合、施行規則5条に「1級普通免許状授与を受ける場合には、小学校の音楽・図画工作・体育について、それぞれ4単位以上を含めて（4単位以上は、中学校又は高等学校等の専門科目でも構わないという意味）修得しなければならない」と書かれている。

しかも、上記の法令解釈と特定大学の規定にしたがえば、1級と2級との差異の単位以上の修得をするという考えはなかったが、A氏は、当該文書の中で、行政瑕疵の補正方法として、2級との差異の単位を取得すれば良いとしている。（記載箇所：文書1の3頁目の4の一番下の文。）

換言すれば、文書1中の提案のような修得方法は、当該免許申請時には、就業者を対象とし、勤務経験を含めた科目免除対応（6条行為）であり、勤務経験がなく、修学のみで、同種の上級免許の修得を希望した私に適用すべきものではなかった。

しかも、編入学後の特定大学の当該科目は、必須が基本で、読替えが可能な範囲も限定されていた。

したがって、行政指導において、既に、要件を欠く状態を確認することに、法的に精査を欠いていると思う。

故に、編入学により認定した科目を適用し、2級との差異の単位以上を修得せよとした当該行政判断（文書1）は、不当。

b 特定大学の認定方法に忠実に判定し直した時に、作成されるべき「学力に関する証明書」は、別添のとおりであり、1級免許状の授与要件を欠く科目は、11科目にわたり、合計22単位が不足している。

(イ) 文書2について

以下の理由により、文書2を訂正しない決定は、不当であると

思う。

- a 文書1の内容は、上記のとおり、信頼性と妥当性に欠くから。
- b 特定大学は、職員Aの行政指導に従わなかった。
- c 他大学での当該行政瑕疵の治癒は不能であった。
- d 現行制度では、国の監督権限を消滅させている。
- e 適切に判断された結果の行政瑕疵の範囲が大きい。
- f 有効だとは断定できない。

特定教育委員会に口頭で問い合わせたところ、通常は無効としている程度という見解。

当該文書効力を、上記理由を添えて、参考文書に格下げしなければ、法的に、委任権限を有さない特定教育委員会は、取得内容を偽る言い訳に使用している特定大学に対しても、有効性を保留にしない国に対しても、これらを否定する独自の権限を發揮することはできない。

よって、特定年月日dの文部科学省の担当者Dの見解並びに行政指導どおりに、当該免許の効力に関する審査を受けることができない。

- g 打開策が保留にされた当時の覚書を、異議申立人が素直に認められる状態ではなくなった。

## (2) 意見書1

### ア 結論

今後、当該免許効力は、無効の予定。

特定大学の行政瑕疵が原因で、授与要件に欠けるため撤回。

(特定教育委員会内調査結果による口頭回答)

### イ 編入学による特例としての認定方法に関する行政瑕疵

まず、文部省並びに文部科学省及び特定大学は、2級の教員免許を授与する際に、編入学により、同一学校種(幼稚園)の2級から1級免許状を申請する場合の特例の認定方法(通達に定められたとおり、2級の最低授与要件を上限として、1級の修得単位に含むことができるという規制緩和的な認定方法)を適用して、認定の是非を問題としていた。

しかし、そもそもこれには前提があり、「編入学をして、学士の学位を修得した者に適用する」ものであり、かつ、「編入学前に修得した単位にかかる免許状と同一の学校種の上級免許を修得する場合には、同一学校種のそれぞれの課程認定において、既に修得した科目に対して、上記の特例的な認定が認められるもの」であるとしていた。

しかしながら、この大前提を違反して、異学校種の聴講科目を含めて認定したことを、是認している。これがそもそもの大きな間違いで

あった。

なぜならば、免許法並びに施行規則に基づく通達にも、学内規則にも、そのような認定方法を認めてはいないからだ。

しかも、異議申立人は、（中略）、上記認定方法により、免許状の授与に至ったからである。

しかし、この認定方法に誤りがあり、そもそも履修指導も間違っただけで、教職課程の科目すら、明らかにされなかった。

さらに、行政瑕疵により、授与要件に欠いたことが判明したその後も、多年にわたり、当該行政瑕疵の補正もできなかった当該教職課程（後身学科）は、ついに、特定年月日 e をもって、幼稚園教諭の課程認定の申請すら断念したため、実質、行政瑕疵の補正は、不能となった。

何故ならば、特定大学他学部には存在するものの、教育理念を異にすることから、構成科目が異なること、教員免許の法制度が、かなり改正されていることなどから、特定大学や国が主張する一部のみの瑕疵の補正は、不能で、新たな修得を要しているからである。

さらに、授与後特定年も経過した後の新たな法制度化における修得後の授与は、その対象が、幼稚園児であるため、就業の現実及び雇用の実態と照らし合わせると、法益及び実用的な社会的な効果が薄い。

しかも、行政瑕疵を補正する新たな費用負担の問題もあり、親の介護のため、スクーリング不能。特定大学では、通信教育制の幼稚園教員養成の認可された課程は存在しないので、実質的にも、行政瑕疵の補正は不能である。

こうした困苦にも、国は監督権限を発揮せずに、公定力を盾に、特定大学のやり方を容認し、法の改正と違法の抗弁に明け暮れた。

また、これまで、授与要件に欠く免許は、使用禁止であることを知っていた異議申立人は、他への悪影響を排除しながら、未使用で対応したため、直接的な実害はないが、これによる実害も確認できないので、賠償請求も難しくなっていた。つまり親切を仇で返した行政行為となったのである。

ただし、今回、初めて、特定大学が、授与要件に欠くことを認めた証明書を作成したため、公定力の限界として、当該授与権者（処分庁となる特定教育委員会）が撤回せざるを得なくなった。

その最大の理由は、免許法の罰則規定にあり、授与要件に欠く状態で、免許は、授与しても、授与を受けてもならず、これを行使しても、雇い入れてもいけないとしており、返納を命じているからである。

故に、学内規定と認定基準及び関連法令等にしがたって、実際に修得した科目と、認定により要件を満たす科目とを、はっきりと分け、



当該教員免許の授与状態を、学力に関する証明書と、成績証明書に、当該授与権者が一目でわかるように、書き改めるために、個人情報誤って記載された箇所の訂正の要求をするものである。

### (3) 意見書2

#### ア はじめに

基本的に、個別具体的な精査に及ぶように見せながら、何も検討出来ていないのは、国としての法令精査と、見解として示そうとする文書の内容を熟考しておらず、誤字・法令規定違反等、うんざりする程の間遣いが、別紙にも、以下のとおりに多発している。

そもそも、被害者や当事者に事情聴取をせず、自分勝手にまとめ、自分なりの意見を述べるのが、国の職員としての見解であると勘違いしているから、このような無駄な時間を費やすことを強いられ、苦痛である。

当事者が報告するべきものを、自己責任で行わせないと、事実すら歪められてしまう。

こんな権利義務の不良な行政指導は、行政瑕疵が多過ぎて、信頼性と妥当性に欠くばかりか、何をどのように、いつ、どこで、改善すればよいのかも示されないで、正しく従うことができない。

以下、不満ながら概要を補足的に意見書としてまとめる。

#### イ 間違いの箇所（成績証明書と学力に関する証明書）

##### 文部科学省の諮問書

諮問庁の見解は、異議申立人の主張を一部認めているものの、概ね、間違っていないとしている。

基本的には、多々示された見解の判断基準となる（別紙）異議申立人の修得単位整理表＝諮問庁が独自に作成＝そのものに、間違いがある。

具体的な間違いは、以下のとおり。

#### (ア) 教科に関する科目

a 図画工作の欄は、児童文化Ⅲを修得しなければならず、しかも、児童発達は、「家庭科」相当科目なので、読み替え不当。

b 家庭科科目は、平成8年8月30日付特定大学作成の「教育職員免許にかかる修得単位内訳」の記載どおり、「児童発達・児童社会・保育実習」を修得した。

#### (イ) 教職に関する科目

備考に、特定大学での修得単位として認定とあるが、個別認定でも、一括認定でも、計15となっている。しかし、人間関係学は、家庭科の育児科目であって、教職科目の選択科目ではない。特定大学が示した内訳表とも異なる考え方である。

また、教育心理及び教育原理は、成績証明書の中の「その他の科目」98単位に含まれた科目を新たに個別認定し直さないと、同じような名前で、他科の異なる認可を受けた中学の英語教師用の教職科目の聴講科目になっているので、結果、誤用となっている。

さらに、道德教育の研究も、中学英語教師用の聴講科目なので、認定は不当。しかも、教育史は実際に履修をしていないので、この単位と成績を使うことは不当。最低授与要件は、1級の場合28単位で、2級最低授与要件の上限は、18であり、公定解釈として、別添どおり、編入学により上級免許を修得する場合には、18単位までとしても、不当な認定等により、当該国の考え方では、結果、授与要件に欠く状態が拡大する。

したがって、国の判断は、誤っている。

(参考) 異議申立人の修得単位整理表 (全科目)

最終頁 誤字

体育原理Ⅰ 正しくは「保育原理Ⅰ」

体育原理Ⅱ 正しくは「保育原理Ⅱ」

幼児整理 正しくは「幼児生理」

論文 正しくは「小論文」

いずれにしても、一括認定したものを、上級免許取得のために、再度認定し直す行為は、個別認定であり、一括認定として、相当科目なしとするのは、適当ではない。

なぜならば、2級を基礎として、聴講により、上級免許を取得するものではなく、編入学により、課程認定内での修得を希望したのであるから、正しい履修指導を示し、全ての科目において、必修科目として設置されていた科目を、新たに修得させれば、事足りた。仮に、設置された科目の履修が不能であれば、免許を授与しなければよい。これが、大原則である。それを、特殊な規制緩和か何だか知らないが、不当な安易な認定で、ごまかそうとするのは、そもそも、国が所管する「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」等に反するのではないかと思ひ、反論する。

ウ 文書1及び文書2は、参考文書に格下げの要求

不十分な調査により作成され、不可解な箇所が明らかにされないまま、長期にわたり、公定力を主張してきた当該文書は、1科目だけでも、授与要件を欠く証明書に変更された以上、機械的な書面審査で、今後、無効(撤回)となる予定。したがって、不当な公定力による違法の抗弁は、その限界を迎えたので、当該文書は、無効。但し、行政瑕疵の重要な参考資料なので、この文書は、破棄せずに、

参考資料に格下げして、保存すべきだとするのが、異議申立人の主張である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨（理由説明書の記載）

#### 1 本件異議申立ての概要について

##### （1）経緯

異議申立人である開示請求者が、法13条1項により行った保有個人情報の開示請求に対し、文部科学大臣（以下、「処分庁」又は「諮問庁」という。）は平成27年1月27日付け26受文科初第2722号により該当する保有個人情報として「①特定年月日a付け文部省特定課職員Aからの「貴殿に授与された教員免許状に係る取扱いについて（回答）」（文書1）、②特定年月日b付け文部省特定課職員Bからの「貴殿に授与された教員免許状の効力について（回答）」（文書2）、③特定年月日c、文部科学省特定課職員Cの指示で係員から異議申立人宛てにFAXにて送信された、「短期大学から大学へ編入学した者の免許状の申請についての考え方」（「旧免許状の解釈」と手書きのある書類）、④特定年月日d付けで、文部科学省特定課特定室から請求者の異議申立人宛てに送信した電子メール（当該免許効力は、特定教育委員会で確認することが適当とした電子メール内容）」の全部開示を行った。

本件異議申立ては、当該全部開示された保有個人情報の記載の一部が事実と異なるとして、異議申立人が法28条1項の規定により平成27年2月9日付けで行った個人情報の訂正請求に対し、処分庁が同年3月31日付け26受文科初第3064号により行った訂正をしない旨の決定を不服として、同年4月16日付けで提起されたものである。

##### （2）異議申立ての対象となる保有個人情報

異議申立ての対象となる保有個人情報は文書1及び文書2として、平成27年1月27日付け26受文科初第2722号により全部開示決定を行った計4枚の文書である。当該文書は、特定年月日a及び特定年月日bそれぞれに異議申立人に対して回答した文書である。

#### 2 本件異議申立ての概要について

異議申立人は、処分庁が平成27年3月31日付け26受文科初第3064号により行った「保有個人情報の訂正をしない決定」を取消し、対象となる保有個人情報に「参考資料とする」又は「参考文書とする」旨の補記をすることを主張している。

#### 3 原処分についての処分庁の考え方

処分庁では、「訂正が求められている保有個人情報について、当方にて調査を行った限りにおいては御主張のような誤りを客観的に確認することができなかったため。」として、法30条2項の規定により不訂正決定を行った。

#### 4 諮問庁の意見について

異議申立人は、本件異議申立ての対象となる保有個人情報について「明らかに違う」内容が含まれているとしている。

異議申立人の主張を踏まえ、諮問庁において原処分の妥当性について検討した結果は、以下のとおりである。

##### (1) 原処分についての諮問庁の考え方

###### ア 上記第2の2(1)イについて

以下で詳細に述べるとおり、今回異議申立ての対象となっている保有個人情報に誤りはない。

###### イ 上記第2の2(1)ウ(ア)について

現行法ではなく、授与申請当時の法令及び適切な学生便覧や科目認定一覧表により確認を行ったところ、今回異議申立ての対象となっている保有個人情報に誤りはなかった。

###### ウ 上記第2の2(1)ウ(イ)について

本来大学から提出されるべきであった書類により確認を行ったところ、今回異議申立ての対象となっている保有個人情報に誤りはなかった。

###### エ 上記第2の2(1)ウ(ウ)について

異議申立人が修得した単位について、詳細に検討したところ、免許状授与に必要な単位数は音楽の教科に関する科目が2単位不足するのみであった。今回異議申立の対象となっている保有個人情報はいずれも音楽の教科に関する科目が2単位不足している前提のもとで作成されたものであることから、当該文書に誤りは無い。

###### オ 上記第2の2(1)ウ(エ)について

特定大学が作成した「学力に関する証明書」には誤りがある(教科に関する科目の音楽の単位数は4単位ではなく2単位である。)と考えるが、今回異議申立の対象となっている保有個人情報はいずれも音楽の教科に関する科目が2単位不足している前提のもとで作成されたものであることから、当該文書に誤りは無い。

###### カ 上記第2の2(1)オ(ア)について

今回の訂正請求に際し、正しい判断資料で再度確認を行ったところ、今回異議申立ての対象となっている保有個人情報に誤りはなかった。

###### キ 上記第2の2(1)オ(イ)について

異議申立人の作成した資料は正確ではない。別紙。

###### ク 上記第2の2(1)カの「なお、適用すべき認定表には、(中略)今回、大学はこれを訂正せず、国もこの過ちを認めなかった。」について

必修科目とされている科目について、特定大学で新たに修得する必要はなく、他大学で修得した単位を認定した場合であっても修得したこととなっていた。（特定大学に確認済み。）

ケ 上記第2の2（1）カ（ア）の「しかも、上記の法令解釈と特定大学の規定に従えば、（中略）故に、編入学により認定した科目を適用し、2級との差異の単位以上を修得せよとした当該行政判断（文書1）は、不当。」について

当時の法令解釈としても、特定大学の判断としても、1級免許状と2級免許状の必要単位数の差分を修得すれば、1級免許状を取得することができるかと判断していた。当時の行政判断は、この整理にしたがったものであり、不当とはいえない。

コ 上記第2の2（1）カ（イ）について

異議申立人の作成した資料は正確ではない。（「別紙」のとおり）

サ 上記第2の2（1）カ（イ）aについて

前述のとおり、不当とは言えない。

シ 上記第2の2（1）カ（イ）bについて

特定大学が職員Aの行政指導にしたがわなかったとしても、免許状が有効であることに変わりはなく、今回異議申立の対象となっている保有個人情報に誤りはない。

ス 上記第2の2（1）カ（イ）cについて

文書1には、「貴殿が単位を修得すべき場合は、特定大学であることが望ましいが、特定大学での履修を義務づけることはできない（課程認定を受けている他の大学等でも可）と考えられる。」と記述されている。

セ 上記第2の2（1）カ（イ）dについて

見解のとおりであるが、当該文書は国が監督権限を有していた時点での文書である。

ソ 上記第2の2（1）カ（イ）fについて

主張の趣旨が不明な部分があるが、免許状の効力が有効であるとの判断が誤りである理由は確認できない。

タ 上記第2の1（1）カ（イ）gについて

「覚書」が何を示しているか不明であるが、特定年月日b当時の担当者である職員Bと異議申立人の両者の印がある「確認書」には「本件疑義については解決したものであること。」と記載されている。

(2) その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも保有個人情報の訂正の妥当性とは関係がなく、諮問庁の判断を左右するものではない。

### (3) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報の訂正請求において不訂正とした部分について、事実と相違すると確認できないことから不訂正とした原処分は妥当であると考えます。

### (4) 別紙資料（省略）

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年7月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月15日 異議申立人から意見書1及び意見書2を  
收受
- ④ 平成29年6月20日 審議
- ⑤ 同年7月21日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が異議申立人に対し別途開示決定した本件対象保有個人情報について、別表に掲げる訂正請求1及び訂正請求2のとおり、訂正を求めるものである。

処分庁は、本件訂正請求について、異議申立人が主張するような誤りを客観的に確認することができなかつたとして、訂正しない決定（原処分）を行った。

異議申立人は、訂正請求書どおりの訂正を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

##### 2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、異議申立人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

##### 3 訂正の要否について

(1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①の部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないかと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた行政機関が当該保有

個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を，自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

- そして，訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には，法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。
- (2) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件対象保有個人情報の性質等について確認させたところ，諮問庁は，おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報が記録されている文書は，異議申立人が有する幼稚園教諭1級免許状に係る特定大学の単位認定に一部誤りがあり，幼稚園教諭1級免許状の授与資格を確実に満たしているかについて疑義を抱いた異議申立人から文部省（現在の文部科学省）に対して照会があったことから，当時の担当者である職員A及び職員Bから異議申立人宛てに回答した2件の文書（文書1及び文書2）である。

イ そのうち文書1は，異議申立人に対し，異議申立人が特定大学及び特定大学編入前の短期大学で認定を受けた単位について説明し，問題の所在を明らかにした上で，免許状の効力や今後の対応について説明した文書である。

また，文書2については，免許状の効力に疑義を抱いた異議申立人に対して，その効力に支障がないこと，説明を求められれば文部省（現在は文部科学省）としてその有効性の説明を行うことを回答した文書である。

ウ なお，当時の異議申立人の疑義については，文書2をもって解決しており，その証拠として，異議申立人及び当時の担当者であった文部省特定課職員Bの両名が，記名，押印し，文書2と同一日付で，「本件疑義については，これをもって解決したものであること」と記載された「確認書」を交わしている。

- (3) 以下，検討する。

ア 当審査会において文書1及び文書2の内容を確認したところ，文書1は，文部省特定課において，異議申立人が有する幼稚園教諭1級免許状に係る特定大学の単位認定に誤りがあり，音楽2単位が不足していることを確認した上で，同免許状の効力，瑕疵の治癒の方法及び今後の対応について文部省特定課の見解を示した文書であり，文書2は，文書1と同様に，異議申立人が有する幼稚園教諭1級免許状の効力について文部省特定課の見解を示した文書である。

イ 本件訂正請求は，文書1及び文書2の作成根拠となった特定大学が文部省特定課に提出した認定表等は適用年度外のものであり，異議申

立人の有する1級免許状の効力に関する文部省特定課の見解は誤った資料により導かれたものであるとして、文書1及び文書2につき、それぞれ「見解に用いた判断指標として認定表そのものに重大な過ちが認められたため、経緯を残すための行政対応の参考資料とする」、  
「特定大学からの誤った調査報告を基に示した見解であるため、参考文書とする」との追加記載を求めるものである。

異議申立人は、文書1及び文書2のうち、どの部分の表記が事実と反するのか具体的に明記していないが、異議申立書に「1級免許状の授与要件を欠く科目は11科目にわたり、合計22単位が不足している」と記載していること等からすると、文書1の「1級免許状の授与要件を欠いているのは、音楽の教科2単位である」との部分とが事実と反しているとの主張をしているものと解される。

したがって、本件訂正請求は、1級免許状の効力に関する文部省特定課の「評価・判断」のみを対象とするものではなく、その前提となる「1級免許状の授与要件を欠いているのは、音楽の教科2単位である」という事実を対象とするものと認められる。

ウ 異議申立人は、本件訂正請求の理由として、文書1の作成根拠となった特定大学が文部省特定課に提出した認定表等は、異議申立人が特定大学に編入当時の認定表等とは異なるものであるから、適用年度外であり、編入当時の認定表等を用いると「1級免許状の授与要件を欠いているのは、音楽の教科2単位である」との部分は事実と反する旨主張している。

しかしながら、異議申立人は、編入当時の認定表等が適用されるとの主張を裏付ける根拠を何ら示していない。当審査会事務局職員をして諮問庁から特定大学に確認を取らせたところ、3年次に特定大学に編入した異議申立人に対しては、同級生が入学した当時の認定表等が適用されることになるから、文書1の作成根拠として特定大学が文部省特定課に提出した認定表等に誤りはないとのことであり、「1級免許状の授与要件を欠いているのは、音楽の教科2単位である」との部分とが事実と反すると認めるに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出があったとは認められないといわざるを得ない。

エ したがって、本件訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。



5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別表

	1 異議申立人が訂正を求める文書	2 当該部分の記載内容が事実でないと判断した根拠	3 異議申立人が求める訂正の内容
訂正請求 1	文書 1	<p>見解の重要な判断資料とは異なる資料が提出されていたことが判明した。</p> <p>特定大学から、事実調査のために、文部省担当課に提出した認定一覧表は、当該見解を示す重要な根拠として用いられ、本人に行政瑕疵が原因で、授与要件を欠く箇所の説明のために、本人に複写手渡ししたものであった。しかしながら、同認定一覧表は、実際には、在学当時のものとは異なる内容だった。なぜならば、この度、特定大学の説明とは異なる在学当時の学生便覧の存在を、特定大学附属図書館に所蔵されていたことが判明したからである。これをもとに、更に学務に問い合わせたところ、在学当時を含め、これまで示されていたものとは、内容の異なるものが、特定大学の学務課倉庫に保存されていた。</p> <p>そこで、特定大学に、法人文書の開示請求をしたところ、これまでのものとは内容の異なる「教員免許状に関する説明及び科目の認定一覧表」が示された。しか</p>	<p>遡及適用により、判断方法並びに判断内容を変更することは、適当ではないと思われるので、当該見解書には、「参考：見解に用いた判断指標として認定表そのものに、重大な過ちが認められたため、経緯を残すための行政対応の参考資料とする」と、補記の訂正としていただきたい。</p> <p>今後、有効性については、開示された④にしたがい、特定教育委員会で審査を受けることを、既に予定している。したがって、この情報開示も、特定大学が、真実の一覧表に基づき、欠如部分を瑕疵なく作成することを、最終目的とするものである。なぜならば、今回、特定大学は、認定方法に過ちがあることは、既に顧問弁護士も、配達記録で示したものの、肝心の証明書は、未だに書き改めようとはしない。しかも、処分庁である特定教育委員会も、現状の要件を満たした証明書では、手続上、正しい審査</p>

		<p>もこれによる欠如部分は別紙のとおりで、特定年度Cの見解より同欠如部分が拡大しており、かつ、それ以降、平成13年の東京地方検察庁からの捜査の基となる判断資料とも、異なる内容であったことが判明した。</p> <p>ただし、文部省並びに文部科学省は、そもそも、特定大学から、誤った報告を受けており、誤報資料により導いた見解であるものの、その時の対応方法を示しているものである。</p>	<p>ができないと、当該文書が有効となると、当該処分庁の判断すら誤らせていた経緯があったからである。（別添のとおり）</p> <p>なお、特定大学に対しては、上記を理由として、本人から現在、文書1及び文書2の利用停止請求をしている。</p>
訂正請求2	文書2	<p>上記文書1と同様、本来、特定大学から報告すべき正しい認定表とは異なる誤った年度の「教員免許状に関する説明及び科目の認定一覧表」の報告により導かれた判断で、行政瑕疵による欠如部分が実際には拡大していた。しかも、在学当時の学生便覧の学内規程にも反する認定表だと判明した。</p>	<p>そもそも過ちにより導かれた見解であるため、同内容は、信頼性及び妥当性を欠くものと懸念される、よって、上記文書1と同様、当該見解書は、対応の経緯としては重要なものであるものの、同文書には、「特定大学からの誤った調査報告を基に示した見解であるため、参考文書とする」と朱書の訂正をしていただきたい。</p>

※別紙資料及び別添資料は省略。